自動車の使用に関する特記仕様

【 対 象 業 務 】　大槌町学校給食調理等業務委託
【 対 象 車 両 】　岩手４８０　く　５４７３（キャプオーバ）
（使用期限満了等により車両が変更になった場合は後継車両とする。）
【 対 象 期 間 】　対象業務の履行期間に準ずる
【指定保管場所】　大槌町学校給食センター内指定保管場所

（使用）
第１条　受注者は、本仕様に基づき対象期間において、対象車両を無償で使用することができる。

（使用・返却）
第２条　原則として、対象車両は指定保管場所において駐車すること。
２　受注者は、対象業務を履行する場合のみ対象車両を使用することができる。
３　受注者は、当日の業務が完了した場合は、速やかに指定保管場所に返却すること。

（管理責任）
第３条　前条に記載する使用から返却までの間の管理責任は、受注者が負う。
２　対象車両の保管中の管理責任は、発注者が負う。

（保管・管理）
第４条　受注者は、対象車両を返却する際は施錠など万全の注意を払うこと。
２　対象車両の管理については「大槌町公用車運行管理規程」等、発注者の規定を準用すること。
３　対象車両の保管・管理の詳細についてはこの仕様書に記載のほか、別に定める。

（受注者の保険加入）
第５条　受注者は、対人及び対物の補償金額が無制限とし、代表保険証の写しを発注者に提出すること。
２　受注者は天変地異等やむを得ない場合を除き、発注者又は第三者に損害を与えたとき、受注者がその賠償の責任を負うこととする。
３　発注者は前項のことを理由とし、契約を解除することができる。

（事故の報告義務）
第６条　受注者は、対象車両の使用中に交通事故及びその他の突発事故が発生した場合は、事故発生報告書（大槌町公用車運行管理規程様式第４号）等により、遅滞なく発注者に報告すること。

（事故の責任）

第７条　受注者が対象車両の使用中における事故の責任は、受注者が負うものとし、事故処理等についても受注者が行うこと。

２　受注者の瑕疵による事故等の発生により、対象車両が使用できない場合は、受注者の責任において代替車を確保するものとし、交通事故の場合、加入保険の損害賠償金以上に費用が必要なときは受注者が負担すること。

３　受注者の瑕疵による事故等の発生により対象車両が廃車になった場合は、費用負担等すべて受注者の責任において、廃車になった車両と同等以上の代替車を発注者の指示により賠償しなければならない。

（損害賠償責任）

第８条　受注者の対象車両によって第三者に損害を与えたとき、または対象車両を損傷したときは、受注者の責任においてその損害を被害者または発注者に賠償しなければならない。

２　前項の規定による損害賠償金の支払いのうち、受注者の瑕疵によらないものに限り、発注者が加入している車両保険を利用することができる。ただし、損害賠償金等が加入保険の共済責任額より高い場合の不足額、及び重大な過失等により保険の対象とならなかった場合の賠償金は、受注者が負担するものとする。

（発注者の経費負担）

第９条　第５条、第６条、第７条及び第８条に記載する以外の費用は、発注者が負担する。